

国立国語研究所ロゴマークに関する規程

平成21年10月 1日

国語研規程第36号

改正 令和 4年 2月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）のロゴマーク及びロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 研究所のロゴマークの形状及び色は、別図のとおりとする。

(使用者の資格)

第3条 ロゴマーク（ロゴマークの図案の一部使用も含む。以下同じ。）を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 研究所
- (2) 研究所の職員
- (3) 研究所と共同研究等の契約を交わした又は研究所の研究成果を活用する企業等
- (4) その他研究所がロゴマークの使用を認めた団体等

(使用範囲)

第4条 ロゴマークの使用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究所の旗等の正規装飾品
- (2) 研究所が発行する印刷物（ホームページを含む。）
- (3) 研究所が作成する便せん、封筒等の文具等の類
- (4) 研究所の職員の名刺
- (5) 研究所の職員が行う研究活動
- (6) その他所長が適当と認め、許可したもの

(使用方法)

第5条 ロゴマークの使用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ロゴマークの形状は、改変してはならない。ただし、ロゴマークに研究所名等を組み合わせる用いることができる。
- (2) ロゴマークの色は、別図で定める色とする。ただし、用途により、これ以外の色を使用することができる。
- (3) ロゴマークの使用に当たっては、研究所の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

(申請及び担当課)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、所定の申請書を担当課へ提出して、所長の許可を得なければならない。

2 前項にかかわらず、第4条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号に該当する場合は、手続

きを要しない。

3 第1項の担当課とは、第3条第3号に関するものについては管理部研究推進課とし、それ以外は管理部総務課とする。

(第三者使用の禁止)

第7条 ロゴマークを使用する者は、研究所の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 所長は、当該ロゴマークの使用目的又は使用方法等が適当でないときと認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(事務)

第9条 ロゴマークの使用に関する事務は、管理部総務課及び研究推進課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月21日から施行する。

別図



このロゴは、言語の「言」の文字を使い、しなやかでみずみずしい言葉の「葉」がさわやかな風にそよいでいる様子を図案化したものです。

別紙様式

令和 年 月 日

人間文化研究機構

国立国語研究所長 殿

申請者
住所又は所在地
事業所又は団体名
(代表者) 氏名
連絡先電話番号

国立国語研究所ロゴマーク使用願

下記の貴研究所のとおりロゴマークを使用したいので、許可願います。

なお、許可された上は、国立国語研究所ロゴマークに関する規程第5条に規定する使用方法を遵守します。

記

- 1 使用の目的・方法等（具体的にデザインや色を付したイメージ図を添付のこと）
- 2 使用開始日 令和 年 月 日
- 3 使用期間・使用場所等